

JIS

計器用変成器（標準用及び一般計測用） — 第2部：変流器

JIS C 1732-2 : 2025

(JEMA)

令和7年3月21日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	松木 隆典	電気事業連合会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 7.3.21

官 報 掲 載 日：令和 7.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 一般定義	2
3.3 定格電流に関する定義	3
3.4 確度に関する定義	3
3.7 略語の索引	4
4 標準使用状態及び特殊使用状態	4
5 定格	4
5.2 最高電圧	4
5.3 耐電圧	4
5.5 定格負担	5
5.6 確度階級	5
5.201 定格一次電流の標準値	7
5.202 定格二次電流の標準値	7
5.203 定格連続通電電流の標準値	8
5.204 短時間定格耐電流	8
5.204A 定格耐電流	8
6 設計及び構造	8
6.4 部品及び部材の温度上昇に関する要求事項	8
6.13 表示	9
7 試験	14
7.1 一般事項	14
7.2 形式試験	15
7.3 受渡試験	18
7.4 特殊試験	21
7.5 抜取試験	21
附属書 2A (規定) P クラス, PR クラス保護変流器	22
附属書 2B (規定) 過渡特性クラスの保護変流器	23
附属書 2C (規定) 低い漏れリアクタンス形の証明	24
附属書 2D (参考) 油入変流器の温度上昇試験における実験推定によって熱定数を求める手法	25
附属書 2E (参考) 比誤差 (ε) の代替計測	26
附属書 2F (規定) 巻数比誤差の判定	27
附属書 JA (規定) 熱的耐電流試験の温度上昇計算式に用いる電流密度及び始発温度	28

	ページ
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	30
解 説	36

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS C 1731-1:1998** 及び **JIS C 1731-2:1998** は廃止され、それらの一部を統合・分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 1732 規格群 [計器用変成器（標準用及び一般計測用）] は、次に示す部で構成する。

JIS C 1732-1 第 1 部：通則

JIS C 1732-2 第 2 部：変流器

JIS C 1732-3 第 3 部：計器用変圧器

白 紙

計器用変成器（標準用及び一般計測用） — 第 2 部：変流器

Instrument transformers for testing purpose and used with general instrument—Part 2: Current transformers

序文

この規格は、2012 年に第 1 版として発行された IEC 61869-2 を基とし、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、用語番号、細分箇条番号、表番号及び図番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した用語、細分箇条、表及び図、並びに**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

この規格は、**JIS C 1732-1:2025**（通則）に対応して、その箇条・細分箇条を補足又は修正している。

JIS C 1732-1:2025 の特定の箇条・細分箇条がこの規格で記載されていない場合、その箇条・細分箇条を合理的な範囲で適用する。この規格が“追加”，“変更”又は“置換”について記載している場合は、それに応じて、**JIS C 1732-1:2025** の箇条・細分箇条を適用する。

JIS C 1732-1:2025 に追加する用語、細分箇条、図、表、附属書、注記などは、“201”から始まる番号を付けて、**JIS C 1732-1:2025** に追加する。附属書を追加する場合は、附属書の後に、“2A”，“2B”などの記号を付ける。

1 適用範囲

この規格は、商用周波数において、電気計器又は測定装置とともに用いる、新しく製造された標準用又は一般計測用の変流器について規定する。

この規格は、保護用の変流器には、適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61869-2:2012, Instrument transformers — Part 2: Additional requirements for current transformers (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。